

その他

労働保険

**知らないのは問題です
入らないのは大問題です**

労働者を1人でも雇用する事業主の皆さんは労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません

労働保険は、労働者が不慮の業務上災害・通勤災害を被ったとき、失業したとき、育児休業および介護休業のとき、自ら職業に関する教育訓練を受けたときに給付を受けることができます。また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の手続きは、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。

また、加入手続きをしていない事業主の皆さんは、加入手続きをしてください。

問合せ先

- 刈谷公共職業安定所
☎21-50097
- 刈谷労働基準監督署
☎21-40805

神明社跨線橋を 架け替えます



呉竹町、芳川町の間（神明社東側）の名鉄三河線に架かっていました跨線橋を平成18、19年度で耐震事業として架け替えます。工事期間中は橋並びに橋のたもとの道路は通行止めとなります。（歩行者・自転車も通れません）

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を、お願いいたします。

工事期間（予定）

- 平成18年10月下旬～
- 平成19年12月下旬

問合せ先

- 両都市整備グループ
☎52-11111（内線280）

悪質商法に だまされないように しましょう

世の中は、インターネット時代になり、いろいろな情報が必要ときに、簡単に、得られる時代になりました。

生活が便利になった反面、便利になった社会のすき間を狙った悪質な新種の商法が次々に発生しています。

消費者の生活スタイルは、若者、サラリーマン、主婦、高齢者などのライフステージによって違い、必要な商品も違います。そこに着目し、悪質業者はターゲットにする消費者の生活スタイルに応じて、どういう商品をどのように売るのか販売方法を研究し変えています。

このように、年代、性別職業などを問わず、すべての消費者がねらわれていると考えた方がよいでしょう。

悪質商法の手口には、例えば「消防署から消火器の点検に来ました」といった「がたり商法」は古くからありますが、最近では架空請求やワンクリック詐欺のような、従来では想像もできなかった新しい手口も出てきていますし、今後も次々と新しい手口のものが出てくることもま

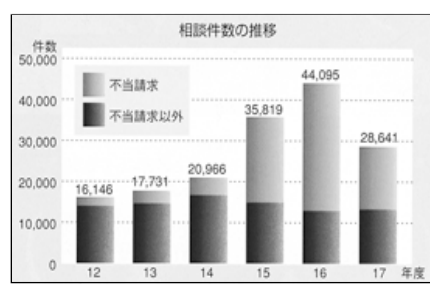
・若者…エステティックサービス

エステにかよっている知人に誘われ無料体験をした。肌をモニターで映されながら「肌がきれいになる」と長時間勧誘された。ニキビが気になっていたので、1年分のエステ化粧品を契約してしまったが、高額なので、解約したい。

うちのエステ化粧品を使えば、肌がきれいになりますよ



年代別の多く寄せられている相談例としては、



ちがいないでしょう。愛知県では、県内8か所に設けている県民生活プラザでこうした悪徳商法の被害にあった人たちの相談に応じています。平成17年度に寄せられた消費生活相談の件数は16年度に比べ減っているものの、不当請求以外の一般相談は増加しています。

・高齢者 健康食品

電話があり、健康の話だということで保健所の人かと思って自宅に来てもらうことにした。健康についての話に続いて、勧誘されて1年分の健康食品を契約した。しかし、よく考えると高額だ。解約したいがどうしたらよいか。



・30～40歳代 資格取得用教材の二次被害

10年ほど前に行政書士の教材を購入したことがある。相手は「それは生涯契約であり、やめるにしても継続しても50万円かかる」と電話で言ってきた。どうしたらよいか。



問合せ先

- 西三河県民生活プラザ
☎0564-27-08000

このように交わってしまった契約については、クーリング・オフという制度があります。いずれの場合も契約した日を入れて8日間です。こうした被害にあわないよう注意するとともに、もし被害にあってお困りの場合は県民生活プラザへ相談してください。